

8 みなし労働時間制

(1) 事業場外労働制（法第38条の2）

事業場外での業務に従事する場合で労働時間の算定が困難なときには、次によって労働時間の算定をすることとしています。

- ① 原則として所定労働時間労働したものとみなす。
- ② その業務を遂行するためには、通常所定労働時間を超えて労働することが必要な場合には、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。
- ③ ②の場合であって、労使協定が締結されているときには、その協定の定める時間を当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする。

事業場外労働のみなし労働に関する労使協定は、協定で定める時間が法定労働時間を超える場合には、所定の様式により所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。

○留意点

- ア 事業場外で業務に従事する場合であっても、使用者の具体的な指揮監督が及んでいる場合については、労働時間の算定が可能であるので、みなし労働時間制の適用はありません。
- イ 上記①の「所定労働時間みなす」場合は事業場外での業務と事業場内の業務を含めて所定労働時間労働したものとみなされます。上記②の「通常必要とされる時間労働したものとみなす」場合は事業場外で業務した時間のみがみなし労働時間となり、事業場内での業務は別途把握し、その2つを加えたものが労働時間となります。
- ウ みなし労働時間制に関する規定が適用される場合であっても、休憩、休日、深夜業に関する規定の適用は排除されません。
- エ 本制度を採用する場合でも、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせる場合は、36協定の締結および所轄労働基準監督署長への届出が必要であり、時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）が適用されます。また、年少者については1日8時間1週40時間の法定労働時間を超えることはできません。

事業場外労働に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	
卸売業	〇〇商事株式会社	〇〇〇市〇〇町1-2-3 (電話〇〇-〇〇〇〇)	
業務の種類	該当労働者数	1日の所定労働時間	協定で定める時間
外販売	60人	7時間30分	1日8時間30分
時間外労働に関する協定の届出年月日		協定の有効期間	
平成〇年3月〇日		平成〇年4月1日から 平成〇年3月31日まで	

協定の成立年月日 平成〇年3月〇日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
 営業係 〇〇〇〇 氏名

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選出)

平成〇年3月〇日

使用者 職名 代表取締役
 氏名 〇〇〇〇 印

〇〇労働基準監督署長 殿

《記載心得》

- 1 「時間外労働に関する協定の届出年月日」の欄には、当該事業場における時間外労働に関する協定の届出の年月日 (届出をしていない場合はその予定年月日) を記入すること。